

東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第8条 授業料の免除の許可を受けた者で、許可の決定後、免除の事由が消滅したと認められるに至った場合は、教育・学生生活委員会の議を経て、学長がその許可を取り消す。</p> <p><u>2 前項に掲げる場合のほか学則第31条の規定により懲戒された場合は、その許可を取り消す。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により許可の取り消しを受けたときは、免除を受けた期の授業料の額を当該期の月数で除して得た額に、取り消しの日の属する月からその期の終りまでの月数を乗じて得た額を、取り消しの日の属する月の末日までに納付しなければならない。</u></p> <p>(免除の取り消し)</p> <p>第42条 授業料の免除、徴収猶予(月割分納を含む。)又は寄宿料の免除の許可を受けた者が<u>願い出書類に虚偽の事項を記載した場合は、許可の日に遡ってこれを取り消し、授業料についてはその全額を、寄宿料については未納の分を直ちに納付させる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 前項の規定により許可の取り消しを受けた者は、免除を受けた期の授業料の額を当該期の月数で除して得た額に、取り消しの日の属する月からその期の終りまでの月数を乗じて得た額を、取り消しの日の属する月の末日までに納付しなければならない。</u></p> <p>(免除の取り消し)</p> <p>第42条 授業料の免除、徴収猶予(月割分納を含む。)又は寄宿料の免除の許可を受けた者について<u>願い出書類に虚偽の事実のあることが判明した場合は、学長は、教育・学生生活委員会の議を経て、許可の日に遡ってこれを取り消し、授業料についてはその全額を、寄宿料については未納の分を直ちに納付させる。</u></p> <p><u>2 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を受けた者が学則第31条の規定により懲戒された場合は、学長は、教育・学生生活委員会の議を経て、その許可を取り消す。</u></p> <p><u>3 前項の規定により免除の許可の取り消しを受けた者は、免除を受けた期の授業料の額を当該期の月数で除して得た額に、懲戒処分の効力が生じた日の属する月からその期の終りまでの月数を乗じて得た額を、徴収猶予又は月割分納の許可の取り消しを受けた者は、未納の授業料の全額を、取り消しの日の属する月の末日までに納付しなければならない。</u></p>	

(新設)	<p style="text-align: center;">(免除の申請の制限)</p> <p><u>第43条 学則第31条の規定により懲戒された者は、懲戒処分 の効力が生じた日の属する期及び次の期における授業料免除、徴 収猶予又は月割分納を申請することができない。</u></p>	
------	--	--

附 則 (教規程第58号)

- 1 この規程は、平成27年7月27日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に懲戒された場合又は願い出書類に虚偽の事実のあることが判明した場合の取扱いについては、改正後の第42条及び第43条の規定にかかわらず、なお従前の例による。